

瑞穂中学校のきまり

京丹波町立瑞穂中学校 生徒会

次のきまりは、中学校生活を充実したものにするための大切なものです。
一人一人が意識していきましょう。

1 服装について

- (1) 制服はきちんと着ること。くつふみ、シャツだし、腕まくり（冬服）、ボタンはずしなどだらしない着方はしない。ボタンの加工は禁止。スカートはひざにかかる程度とし、それ以上短くしないこと。
- (2) カッターシャツ下の肌着は白、黒、紺など華美でない、ワンポイントを基本とする。（体操服 T シャツも可）ハイネックのシャツは不可。
- (3) 制服とカッターシャツの間に着るものは、セーター、トレーナーとする。色は、白、黒、グレー、紺、茶など華美でないものとする。（フードのついたものは不可。）
- (4) 靴下の色は単色の白、黒、紺、グレー、茶を基調としたものとし、ワンポイントやラインは可とする。（5本指の靴下可）
- (5) ベルトを必ず着けること。華美でないもの（白・紺・黒・茶など）とする。ストッキングについてはベージュ・茶・グレー・黒系とする。
- (6) 学校指定の防寒着は、自分の体調に合わせて着用する。ただし、式典などでは着ない。制服を着ずに防寒着のみ着ることのないようにすること。防寒着を着ているときは、スカートははかないこと。また、冬季の帽子、耳あては許可しない。（マフラー・手袋・ネックウォーマーは可）
- (7) 名札は必ず付けること。忘れた場合は、朝活後、担任の先生に予備名札を借りること。

2 頭髪等について

- (1) 染髪や脱色、奇抜な髪型（襟足をのばしたり、わざと左右非対称にしたり、横だけ極端にみじかく刈り上げる。）は禁止。
- (2) 前髪は目にかからないようにし、実技教科（座学を除く）や配膳時など邪魔になる時は髪を束ねること。髪留めの色は指定しない、ただし、単色のものとする。
- (3) 眉毛等の加工や、マニキュアを含めて化粧等は禁止。アクセサリー類（ピアス、ネックレス、ブレスレット等）の装飾品も禁止。また、リップクリームは薬用で無色の物のみの使用を認める。

3 靴について

- (1) 通学靴の色は指定しない。ただし、スポーツに適したものとする。また、ひも靴に限定しない。
- (2) 靴の履き替えは生徒昇降口（下駄箱）でおこなうこと。緑色のシートの上では上靴も下靴もはかず、靴下で歩くこと。中庭は上靴で歩かないこと。

4 持ち物について

- (1) マスクは無地のものを使用すること。
- (2) かばんに付けるキーホルダー類は、目印になる程度であればかまわない。
- (3) 座布団・ひざかけは使用してもかまいませんが、使用用途以外には使用しないこと。
- (4) 制汗スプレー、ボディシート、液体制汗剤などは許可する。持ってくる時はカバンに保管すること。
- (5) スポーツドリンクは、各自の判断で持ってきてよい。熱中症対策のタブレットは休日のみ、持ってきてもよい。
- (6) 傘は所定の場所に置くこと。急な雨の場合は貸し出し傘があります。他人の傘を無断で借りないこと。
- (7) 勉強に不要な物は持ってきてない。持ってきた場合、担任の先生で預かり、お家の人に直接返します。また、うちわや手持ち扇風機、扇子などの使用は禁止。バレンタインデー等のやりとりも不要物扱いとする。

- (8) 貴重品は持ってこない。やむを得ない場合は朝学活で担任に預けること。
- (9) 落とし物は、職員室前ロッカーに保管してあるので、ものをなくした場合はまず各自で確認すること。自分のものが保管されている場合は、先生に許可を得た後持ち帰ること。
- (10) 行事の日には、お弁当を持参する日があります。やむを得ず購入する場合は、パン・おにぎり・コンビニ弁当(汁物不可)とする。ただし、登校前に購入しておくこと。発生したゴミは袋に入れるなどして持ち帰ること。ジュース類は不可。また、汁物とジュースは不可。

5 登下校について

- (1) 朝の登校は8:20まででそれ以降は遅刻です。時間を守ること。また、完全下校の時刻は必ず守ること。
- (2) 自転車通学生は、許可証を提出し、ルールをしっかりと守ること。ヘルメットをかぶり交通ルールを守って安全に登下校すること。ルールを守れない場合は、自転車通学の停止、許可の取り消しをすることがある。
- (3) 保護者に送迎してもらう場合は、魚辰付近を避けて駐車してもらうこと。土日の部活動も平日の登下校の方法で登下校すること。安全面から正門を通して登下校すること。
- (4) 下校時の店への立ち寄りについては特別な場合以外認めません。

6 部活動について

- (1) 委員会やクラスの活動で部活動を欠席・遅刻する場合は、部活欠席・遅刻届を担任の先生と顧問の先生に提出すること。
- (2) 部活動時の服装は学校規定の体操服が各部で認められたものとします。衛生面を考えて、シャツは白を基調とし、華美でないもの、ハーフパンツは黒、紺を基調とし、華美でないものを使用してもよい。マークが大きかったり、多少ラインや文字が入っていてもよい。(汗で濡れたままのシャツで下校することや、体育の授業で着た体操服をもう一度部活動で着ることを避けるための対応として認める。)
- (3) 部活動のときは、かばんなどの自分の荷物は決められた場所に置くこと。
- (4) 練習試合等の準備物など、止むを得ず置く場合は、1階生徒トイレ前付近もしくは正面玄関の端に置き、終了後は直ちに各部で片付ること。

7 学校生活全般について

- (1) 生徒の職員室入室は禁止。要件がある際は職員室入口で伝えること。なお、入室の際はあいさつをすること。
- (2) 6限の授業が体育の時は、それ以降は制服に着替えなくてよい。(着替える必要がある際は別途指示する)
- (3) 体育館トイレの使用については以下の場合のみ認めます。
 - ・部活動時
 - ・学校行事開催時
 - ・緊急時
- (4) 机は3年間持ちあがり使います。表面を傷つけたり、落書きをせずに、綺麗な状態で後輩達に渡せるようにすること。
- (5) 学習室は、更衣や授業、会議で使用します。机上・机内に私物を置いたままにしないようにすること。また、黒板には落書きをしないこと。
- (6) 下校後に学校の施設は利用できません。(使用したい場合は、瑞穂分室へ連絡し許可を得ること。)

校則見直し委員会：令和8年2月 改正

2年ごとに、校則見直し委員会を立ち上げ、校則についての検討をおこなう。(来年度 見直し年度)